

特別養護老人ホーム 水泉荘

当施設(事業所)は介護保険の指定を受けています。
(仙台市指定 0475500146)

1. 経営法人(事業者)

- (1) 法人名 社会福祉法人 幸生会
(2) 法人所在地 宮城県仙台市青葉区栗生1丁目25番地1
(3) 電話番号 022-391-6658
(4) 代表者氏名 理事長 金森 従雄
(5) 設立年月 平成8年2月1日

2. 施設(事業所)の概要

- (1) 施設(事業所)の種類 指定短期入所生活介護事業所 ・平成12年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所 ・平成18年4月1日指定
(2) 施設(事業所)の名称 特別養護老人ホーム 水泉荘
(3) 施設(事業所)の所在地 宮城県仙台市泉区実沢字橘川屋敷1番地
(4) 電話番号 022-376-7050
(5) 管理者氏名 施設長 目黒 勉
(6) 開設年月 平成9年4月1日
(7) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	9:00 ~ 18:00

- (8) 利用定員 介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護事業所 20人(定員)
(9) 居室等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	30室	
2人部屋	3室	
4人部屋	21室	
合計	54室	
食堂	3室	
機能訓練室 (食堂と兼用)	2室	[主な設置機器] 平行棒、エアロバイク
浴室	3室	器械浴・特殊浴槽
医務室	1室	
静養室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、配置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 職員の配置状況

1. 指定介護老人福祉施設、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	配置職員数			常勤換算	指定基準
	専従	非常勤	兼務		
1. 事業所長(管理者)			1名		1名(兼務可)
2. 介護職員	33名	5名	10名	46.1名	36名
3. 生活相談員	1名		2名	2.8名	2名
4. 看護職員	4名	4名	2名	7.9名	4名
5. 機能訓練指導員	1名		1名	1.5名	1.2名
6. 介護支援専門員	1名		2名	3.0名	1名(兼務可)

7. 医師		1名		0.1名	1名(非常勤可)
8. 管理栄養士	2名	1名		2.8名	1名(兼務可)

2. 主な職種の勤務体制

職 種	勤務体制（標準的な時間帯における最低配置人員）
1. 医師(非常勤)	週1回 15:00~17:00 1名
2. 介護職員(常勤・非常勤)	※日中の主な勤務体制 早番: 7:30~16:30 (6~7名) 日勤: 9:00~18:00 遅番: 11:00~20:00 (3名) 超遅番: 13:00~22:00 (2名) 夜勤: 17:00~翌日10:00 (3名) 深夜勤: 21:45~翌日7:45 (2名)
3. 生活相談員(常勤)	8:30~17:30 9:00~18:00 (1~2名)
4. 看護職員(常勤・非常勤)	早番: 8:00~17:00 (1~2名) 日勤: 9:00~18:00 (1~2名)
5. 機能訓練指導員(常勤)	8:30~17:30 9:00~18:00 (1名)
6. 介護支援専門員(常勤)	9:00~18:00 (1名)
7. 管理栄養士(常勤)	9:00~18:00 (1名)

4. 主な協力医療機関

医療法人社団千秋会 根白石診療所	内科
長命ヶ丘針生・舟田クリニック	内科・外科
一般財団法人みやぎ静心会 国見台病院	精神科
医療法人寶樹会 仙塩総合病院	内科・外科・整形外科・眼科
医療法人 泉整形外科病院	整形外科
医療法人 川平内科	内科・循環器科
医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科
医療法人財団 明理会 イムス明理会仙台総合病院	内科、消化器内科、外科、総合診療科、整形外科、脳神経外科 形成外科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、神経内科 心療内科、麻酔科
長命あべ歯科	歯科

5. 当施設(事業所)の利用料金

○介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護(ショートステイ)の利用料金

・介護保険の給付が受けられるサービス(利用料金の負担割合に応じてのお支払い)

(1) 1日当たりの基本利用料のみの額

介護予防短期入所生活介護 機能訓練体制加算、サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(それぞれ1日あたり)を加算			短期入所生活介護 機能訓練体制加算、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)、 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(それぞれ1日あたり)を加算				
ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,670円	6,960円	7,610円	8,420円	9,280円	10,110円	10,920円
1割負担の方	567円	696円	761円	842円	928円	1,011円	1,092円
2割負担の方	1,133円	1,392円	1,522円	1,684円	1,856円	2,021円	2,184円
3割負担の方	1,700円	2,088円	2,283円	2,526円	2,784円	3,032円	3,275円

(2) 加算料金(サービスの利用に応じてかかる加算額)

機能訓練体制加算	1日につき 1割:13円 2割:25円 3割:37円
夜勤職員配置加算 (介護予防サービス対象外)	1日につき 1割:14円 2割:27円 3割:41円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日につき 1割:7円 2割:13円 3割:19円
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ) (介護予防サービス対象外)	(Ⅰ)1日につき 1割:5円 2割:9円 3割:13円 (Ⅱ)1日につき 1割:9円 2割:17円 3割:25円
通常送迎区域(仙台市及び富谷市)	送迎加算(片道につき)1割負担:215円 2割負担:429円 3割負担:643円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に14.0%を乗じた単位数

○介護保険の給付対象とならないサービス(介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護 共通)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

※①居住費及び②食費については、申請し市町村より認定を受けた場合、利用者負担第1段階から第3段階まで減額されます。ご利用の際、介護保険証とともに負担限度額認定証をご提示下さい。

①居住費及び滞在費 (1か月を30日とした場合)	4床及び 2床室	利用者負担第1段階	0円/日
		利用者負担第2段階	430円/日(1か月あたり12,900円)
		利用者負担第3段階①	430円/日(1か月あたり12,900円)
		利用者負担第3段階②	430円/日(1か月あたり12,900円)
		利用者負担第4段階	915円/日(1か月あたり27,450円)
	個室	利用者負担第1段階	380円/日(1か月あたり11,400円)
		利用者負担第2段階	480円/日(1か月あたり14,400円)
		利用者負担第3段階①	880円/日(1か月あたり26,400円)
		利用者負担第3段階②	880円/日(1か月あたり26,400円)
		利用者負担第4段階	1250円/日(1か月あたり37,500円)
②食費 (1か月を30日とした場合)	利用者負担第1段階	300円/日(1か月あたり9000円)	
	利用者負担第2段階	600円/日(1か月あたり18000円)	
	利用者負担第3段階①	1000円/日(1か月あたり30000円)	
	利用者負担第3段階②	1300円/日(1か月あたり39000円)	
	利用者負担第4段階	1445円/日(1か月あたり43350円)	
③複写物の交付		10円/枚	
④電気料金	居室へ持ち込みの小型冷蔵庫やテレビ等に係る電気使用料※充電器など、常時コンセントを使用しないものは除きます。	1台につき 30円/日	
⑤通常区域外の送迎サービス	仙台市・富谷市以外の区域(ショートステイのみ)	片道 5,500円	